

富士市週休２日制工事実施要領

(趣旨)

第１条 この要領は、建設産業における担い手の確保、育成のため、富士市が発注する建設工事において週休２日を確保する工事（以下「週休２日制工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第２条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

契約毎に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) ４週８休以上

現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

(6) ４週７休以上４週８休未満

現場閉所率が２５％（７日／２８日）以上２８．５％未満の水準の状態をいう。

(7) ４週６休以上４週７休未満

現場閉所率が２１．４％（６日／２８日）以上２５％未満の水準の状態をいう。

(8) 月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数割合が２８．５％に満たない月においては、当該月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(9) 通期の週休２日

対象期間の現場閉所率が２８．５％以上の状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、次の各号の条件をすべて満たす工事であって、該当工事の中から発注者が指定するものとする。ただし、修繕契約は対象外とする。

- (1) 予定価格が200万円超の工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (3) 施工に必要な実日数（実働日数）が、概ね1週間（7日間）以上の工事
- (4) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (5) 工事完成日に特に定めのない工事
- (6) 緊急性がない工事

(発注方法)

第4条 発注者が、入札公告8、指名通知書、現場説明書、特記仕様書など（電磁的記録を含む。）により週休2日に取組むことを指定して発注する。

(工期の設定及び変更)

第5条 発注者は、週休2日制工事の実現に当たり適切な工期の設定を行うものとする。

(積算方法等)

第6条 当初の予定価格において、月単位の週休2日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じた補正率により契約変更を行うものとする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(実施方法)

第7条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画表を作成し、監督職員に提出し、これに基づき施工を行う。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、工事工程月報と併せて現場閉所計画表を監督職員に提出する。

なお、分離発注の工事については、その都度現場閉所計画表の提出前に受注者間で全体の工程に影響がないか確認を行うものとする。

(3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所の実施状況が分かる工程表、工事記録簿等の書類及び現場閉所実施表を監督職員へ提出する。

(4) 監督職員は、受注者から提出された前号の書類について、現場閉所の実施状況を確認する。

(5) 受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な状況が発生した場合は、その時点で受発注者間協議を行うものとする。

(成績評定)

第8条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。
- (2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月28日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和6年10月1日以降に当初設計を積算したものに適用し、それ以外は従前の規定を適用とする。また、第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。